

会 議 録

新庄市教育委員会

開 催 月 日	令和 7 年 7 月 18 日（金）
開 催 場 所	新庄市役所 301・302 会議室
出 席 委 員	津田浩教育長、阿部浩悦委員、斉藤浩昭委員、奥山京子委員
欠 席 委 員	栗田正人委員
出 席 課 長	伊藤リカ教育次長兼教育総務課長、大町淳学校教育課長、岸聡社会教育課長
欠 席 課 長	なし
議 事 の 大 要	

午後 1 時 30 分より、教育長のあいさつで、7 月定例教育委員会を開会する。

1. 開会

津田浩教育長のあいさつで開会する。

2. 会期決定

会期を 7 月 18 日、1 日とする。

3. 会議録署名委員指名

新庄市教育委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定に基づき、教育長が阿部浩悦委員と斉藤浩昭委員を指名する。

4. 前回会議録の承認

令和 7 年 6 月定例教育委員会の会議録が承認される。

5. 教育長報告

なし

6. 議事

報告第 1 号 損害賠償の額の決定についての専決処分について

報告第 2 号 損害賠償の額の決定についての専決処分について

議案第 46 号 新庄市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則について

議案第 47 号 令和 8 年度使用新庄市立小・中学校用教科用図書の採択について

（教育長）報告第 1 号「損害賠償の額の決定についての専決処分について」報告をお願いします。

（教育次長兼教育総務課長）地方自治法第 180 条第 1 項の規程に基づき、損害賠償の額の決定について専決処分を行いましたので報告します。損害賠償の請求者は市内在住男性です。損害賠償の原因は、令和 7 年 5 月 7 日、市立萩野学園駐車場において強い雨によって浮き上がったマンホールの蓋にそ

の方の車両が乗り上げたことによって起こった車両の破損です。損害賠償の額が 13 万 9,095 円、専決処分日は令和 7 年 6 月 20 日です。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。

(委員) 質問、意見なし

(教育長) 次に報告第 2 号「損害賠償の額の決定についての専決処分について」報告をお願いします。

(社会教育課長) こちらも報告第 1 号と同様に専決処分をしましたのでそれに対する報告でございます。損害賠償の請求者につきましては東京都内在住の男性となっております。損害賠償の原因につきましては、今年 3 月 4 日本町地内の駐車場におきまして、本市職員が運転する車両が物損事故を起こしまして、その際家屋の一部を破損したものでございます。家屋の所有者が東京在住だったため、請求者が東京在住の男性となっております。損害賠償の額につきましては、39 万 9,300 円、専決処分日は令和 7 年 7 月 7 日となっております。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。

(委員) 質問、意見なし

(教育長) 次に、議案第 46 号「新庄市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則について」提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 46 号「新庄市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則について」説明させていただきます。新庄市教育委員会教育長事務委任規則について、第 1 条第 1 項中第 11 号及び第 12 号を削り、第 13 号を第 11 号とし、第 14 号から第 19 号までを 2 号ずつ繰り上げるというものです。内容としましては、1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得及び処分を申し出ること、1 件 1,000 万円以上の工事の計画を策定することという部分を削りまして、それ以下のものを繰り上げるという内容になっております。第 1 条第 1 項の各号に掲げる事項は教育委員会で諮らなければならないという内容であります。今の実態としては、教育財産の取得や工事についても、議会の議案としてその都度上げております。議会の議決に基づくものについては、この他の項目にありますので、現在の第 11 号と第 12 号を削るということにしまして、改正しております。これについては 8 月 1 日から施行するということになっております。以上です。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 46 号「新庄市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則について」は提

案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第 47 号「令和 8 年度使用新庄市立小・中学校用教科用図書の採択について」ですが、令和 7 年度最上地区教科用図書採択協議会の「情報公開に関する基準」により、採択理由等については令和 7 年 9 月 1 日以降に求めに応じて公開すると定めておりますので、審議を非公開としたいかがでしょうか。

(委員) 異議なし

(教育長) それでは、議案第 47 号の審議を非公開とします。

— 非公開 —

(教育長) それでは、ここで審議の非公開を解きます。

7. その他

なし

8. 閉会

午後 1 時 46 分、7 月の定例教育委員会を閉会する。

8 月定例教育委員会を、8 月 21 日（木）午後 2 時 00 分より市役所 301・302 会議室で開催することを確認した。